

第 79 回 日田市民体育大会開催要綱

1. 開催の趣旨

日田市民体育大会は、市民の間に広くスポーツを振興し、市民の体力の向上を図ると共に、市民の融和の精神を養い、健康で明るく住み良い郷土づくりに寄与する。あわせて、競技力向上に資する。

2. 主催

日田市 日田市教育委員会 日田市スポーツ協会

3. 大会開催の時期

- (1) 大会は5月以降、各種目部で定めた期日・会場において行なうが、12月までに全ての大会を終了する。(但し、スキー競技は県民体育大会競技開催時期とする。)
- (2) 全体の開会式は行なわないが、種目ごとに開会式を行なう。
- (3) 総合成績の表彰は、市スポーツ協会総会で行ない、各種目の表彰は大会ごとに行なう。

4. 大会内容

競技は全て、地区対抗戦とする。

5. 参加資格

- (1) 参加者の資格は、各種目大会前日現在、住民基本台帳に登録されているもの(以下、「居住地」という。)とする。(大学生・高校生は除く。)
ただし、居住地から選手として出場依頼のない場合は、出身地(卒業小学校)区からの出場を認める。この場合の選手を「ふるさと選手」という。
出身地から「ふるさと選手」として出場させる場合は、居住地区の了承を得て、出場を決定する。
また、居住地と出身地から出場要請が重複した場合は、居住地優先を原則とするが、当該地区の協議・了承のうえ出場地区を決定することができる。
年齢区分のある種目については、令和8年4月1日現在を基準とする(同級生は該当)
(通信制・定時制・工業高等専門学校で、満19歳以上の者は資格を有する。)
- (2) 1人の選手が複数の競技種目に出場することは認める。この場合は、必ず同一地区での出場とする。ただし、「ふるさと選手」の場合は「居住地」か「出身地」を競技毎に決められる。
- (3) 不正出場が発覚した場合は、当該地区のその種目は失格とし、次により処理する。
 - ① 試合途中で発覚した場合は、直ちに試合を中止して、相手地区を不戦勝とし、当該地区を失格とする。
 - ② 試合終了後不正が発覚した場合は、当該地区は失格とする。
ただし、順位の繰上げは行なわない。
- (4) 各種大会で暴力行為があった場合は、加害者チームは失格とし、加害者は1年間全ての競技に参加できないものとする。
- (5) 参加選手は、各競技要項に示されたゼッケンを必ずつけること。
- (6) 選手変更は、全ての競技において、大会当日の試合開始30分前に変更届を提出すること。
その後の変更は一切認めない。
ただし、各競技部で別に定める場合はこの限りではない。

6. 競技得点

- (1) 各種目大会とも、参加地区数+1点を優勝地区得点とし、2位を-1点とする。以下1点を減じ、最下位を1点とし、参加地区すべてに参加点3点を加算したものを競技得点とする。
- (2) トーナメントで行なわれる競技では、3~4位、5~8位、9位~16位、17~20位をそれぞれ共有することがあるが、この場合の得点は、その合計点を当該地区数で除したものとする。
- (3) トーナメントでの不戦勝チームの採点は、次のとおりとする。
 - ① 2回戦を勝ち残ったときは、前項得点方法と同様に行なう。
 - ② 2回戦で敗退したときは、2回戦で敗退した地区と同順位と見なし、2回戦敗退地区数で、当該得点合計を除した得点とする。
 - ③ 3位決定戦を行う場合で、両チーム棄権のときは、両チーム4位とする。
- (4) 雨等で中止または途中で中止になった場合の採点方法
 - ① 全く試合ができなかったときは、参加申込チームに最下位点（1点）と参加点（3点）を与える。
 - ② 途中でやむを得ず中止に至った場合は、それまでの得点を按分する。
ただし、この場合は同一条件にして得点按分とする。
- (5) 大会当日棄権や参加資格により失格した場合は、競技得点を与えない。
- (6) 抽選会後から大会当日までに棄権や不正等により失格した地区が出た場合、それらを得点対象地区に入れて採点する。

7. 参加申込

各地区協会は、所定の申込書により、各種目部が定めた期日までにスポーツ協会事務局宛に2部提出のこと。

8. 表彰

- (1) 前回大会総合順位によるA部（1位~6位）・B部（7位~13位）・C部（14位~20位）の各部ごとに当該大会の総合得点により部別順位を決定し、各部のそれぞれ1位と総合成績3位までを表彰する。

(部別) A部：6地区（前回大会1位~6位） 光岡、三芳、三花、咸宜、日隈、西有田
B部：7地区（前回大会7位~13位） 桂林、五和、高瀬、若宮、東有田、大鶴、天瀬
C部：7地区（前回大会14位~20位） 朝日、大山、小野、夜明、上津江、前津江、中津江
- (2) 当該大会の総合順位を前回大会の総合順位と比較し、上昇順位の1位を躍進賞とする。なお、上昇数値が同じ場合は、前回大会の総得点と当該大会の得点の差がより大きいものを上位とする。
また、当該大会総得点を人口の一番多い地区を100とした人口比率で算定し1位を取闘賞とし、それぞれを表彰する。
- (3) 各種目、大会ごとに優勝チームを表彰する。優勝チームには優勝カップを授与。（持ち回り）

9. その他

審判並びに競技運営については、各種目とも当該大会の各競技団体の競技規則・実施要項により運営する。

日田市民体育大会における「ふるさと選手」についての申合せ事項（細則）

1. 「ふるさと選手」の導入は、市民体育大会の参加資格において、市民体育大会の関心の高まりを図るため、出場機会がない人を出身地区から出場を認めるものである。
したがって、主力選手を「ふるさと選手」として参加要請するのではなく、出場要請の無い場合に「ふるさと選手」として出場させることで、その地区が競技に参加できることなどを期待している。この趣旨を踏まえて「ふるさと選手」の登録（参加申込）を行うこと。
2. 居住地からと出身地（「ふるさと選手」）から出場が重複した場合は、原則、居住地からの出場となる。（居住地優先）
ただし、協議の結果、居住地が了承した場合は、この限りではない。
3. 「ふるさと選手」選手が複数の競技に出場するときは、1年を通して同一地区で出場しなくてもよい。「居住地」または「出身地」のどちらかで出場するかは、競技毎に決めることができる。
4. 居住地の了承を得ずに、あるいは虚偽に出身地から出場させた場合は、その競技は失格とする。
（地区協会は無得点。）
5. 居住地の承認（「ふるさと選手」の登録）は、毎年度行う。承認が得られれば、何年でも「ふるさと選手」として出場できる。
6. 「ふるさと選手」の了承は、居住地区協会であらかじめ決められた責任者に了承を得ること。地区協会は、「ふるさと選手」を了承する責任者を決めておき、市スポーツ協会事務局へ届け出ること。
7. 参加申込用紙に、「ふるさと選手」であること、居住地区で了承を得ていることがはっきり分かるように記載すること。この記載がない場合は、「ふるさと選手」として認めない。ふるさと選手の登録は、参加申込期限までとし、大会当日の「ふるさと選手」登録は認めない。